

国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧できる

近代（戦前）「商工人名録」「会社要録」「興信要録」

2017年9月1日調

2023年7月改訂

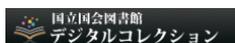
国立国会図書館デジタルコレクションから、戦前の福井県内の会社・商工人が掲載されている資料を集成しています。

 をクリックすると、国立国会図書館デジタルコレクションの個々の資料の画面に移ります。全国版の資料の場合、福井県のページの冒頭が表示されます。

各資料の凡例などは巻頭に載っていますのであわせてご確認ください。

明治期（1868-1911）

・『福井県下商工便覧』 龍泉堂、1887年



*明治20年刊。福井市街・武生市街・今立郡・南条郡・敦賀港・坂井港・大野勝山が対象。店舗外観の銅版画を載せ、商標、営業種目、取扱商品、住所、商号（商工人名）を記す。

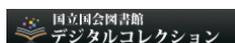
・『日本全国商工人名録』 日本商工人名録発行所、1892年



626-638 コマ

*明治23年10月現在。福井市、敦賀・武生・小浜・三国・大野・勝山が対象。自治体ごと、営業項目別に営業種目、住所、商標、商号・代表者名を記す。

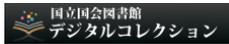
・『福井商工人名録』 福井商工会議所、1911年



*明治44年度、福井市の営業税15円以上納税者が対象。営業種別に兼業・営業細目、住所、商工人名（会社名）、電話番号を記す。

大正期（1912-1926）

・『帝国銀行会社要録 大正元年（第1版）』帝国興信所、1912年



621-628 コマ

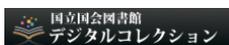
*大正1年7月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、電話番号、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『福井商工人名録 大正2年』福井商業会議所、1913年



*大正2年度、福井市の営業税15円以上納税者が対象。営業種目イロハ順、そのなかは税額の多い順。付録として「福井小案内」あり。

・『帝国銀行会社要録 大正2年（第2版）』帝国興信所、1913年



599-606 コマ

*大正2年7月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、電話番号、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

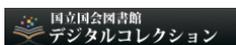
・『日本商工人名録』日本商工人名録発行所、1914年



916-930 コマ

*明治44年度、福井県全域の営業税15円以上納税者が対象。福井市および郡ごとの営業種別に、営業細目、営業税・所得税、商標、商号・代表者名、住所、電話番号、取引銀行名を記す。

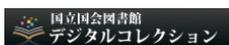
・『日本全国商工人名録 増訂5版』商工社、1914年



666-680 コマ

*大正1-2年度、福井県全域の営業税30円以上納税者が対象（ただし例外あり）。福井市・各郡ごと、営業種別に営業細目、営業税・所得税、商標、商号・代表者名、住所、電話番号、取引銀行名を記す。

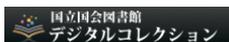
・『帝国銀行会社要録 大正3年（第3版）』帝国興信所、1914年



679-686 コマ

*大正3年7月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、電話番号、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『帝国銀行会社要録 大正4年（第4版）』帝国興信所、1915年



692-699 コマ

*大正4年7月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

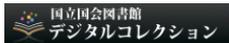
・『日本全国商工人名録 増訂6版』商工社、1916年



639-654 コマ

*大正4年度、福井県全域の営業税20円以上納税者が対象。福井市・各郡ごと、営業種別に営業細目、営業税・所得税、商標、商号・代表者名、住所、電話番号、取引銀行名などを記す。

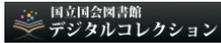
・『**帝国銀行会社要録 大正 5 年（第 5 版）**』**帝国興信所、1916 年**



777-785 コマ

*大正 5 年 7 月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『**帝国興信録 帝国興信録発行所、1917 年**



256-261 コマ

*福井市の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業目イロハ順、そのなかには氏名イロハ順。営業細目、営業税・所得税（符号で記載）、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

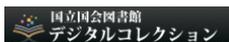
・『**帝国興信要録 訂補 帝国興信録発行所、1917 年**



420-430 コマ

*福井市と各郡の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかには商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税（符号で記載）、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

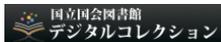
・『**帝国銀行会社要録 大正 6 年（第 6 版）**』**帝国興信所、1917 年**



906-915 コマ

*大正 6 年 7 月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

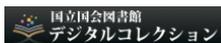
・『**帝国興信録 第 2 版 帝国興信録発行所、1918 年**



309-314 コマ

*福井市の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業目イロハ順、そのなかには氏名イロハ順。営業細目、営業税・所得税（符号で記載）、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

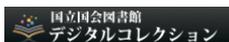
・『**帝国興信要録 第 2 版 帝国興信録発行所、1918 年**



430-440 コマ

*福井市と各郡の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかには商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税（符号で記載）、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

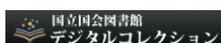
・『**帝国銀行会社要録 大正 7 年（第 7 版）**』**帝国興信所、1918 年**



941-952 コマ

*大正 7 年 7 月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『**福井商工人名録 大正 7 年**』**福井商業会議所、1918 年**



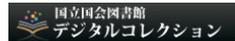
*大正 7 年度、福井市の国税営業税の納税者が対象。営業種目イロハ順、そのなかには税額の多い順。営業名、営業税・所得税、営業所（住所）、氏名を記す。付録に「福井市要覧」あり。

・『大日本商工録：公認 第1輯』大日本商工会出版部、1918-19年

 537-557 コマ (索引：19 コマ)

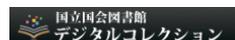
*営業税が市は30円以上町村は20円以上の納税者が対象。営業種別 氏名のイロハ順。屋号(商号)、住所、資本金、払込金、積立金、営業税、所得税、電話、電略、振替、取引銀行、を記す。

・『帝国興信要録 第3版』帝国興信録発行所、1919年

 398-405 コマ

*福井市と各郡の営業税10円以上・所得税5円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかは商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税(符号で記載)、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

・『日本全国商工人名録 増訂7版』商工社、1919年

 486-494 コマ

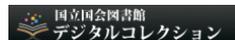
*大正6-7年度、福井県全域の営業税30円以上納税者(例外あり)が対象。福井市・各郡ごと、営業種別に営業細目、営業税・所得税、商標、商号・代表者名、住所、電話番号、取引銀行名などを記す。

・『帝国銀行会社要録 大正8年(第8版)』帝国興信所、1919年

 933-942 コマ

*大正8年7月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『帝国興信要録 第4版』帝国興信録発行所、1920年

 460-470 コマ

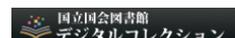
*福井市と各郡の営業税10円以上・所得税5円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかは商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税(符号で記載)、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

・『帝国銀行会社要録 大正9年(第9版)』帝国興信所、1920年

 944-945 コマ

*大正9年7月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『日本全国商工人名録 増訂8版』商工社、1921年

 467-474 コマ

*大正9-10年度、福井県全域の営業税50円以上納税者が対象(例外あり)。福井市・各郡ごと、営業種別に営業細目、営業税・所得税、商標、商号・代表者名、住所、電話番号、取引銀行名などを記す。

・『帝国銀行会社要録 大正10年(第10版)』帝国興信所、1921年

 944-945 コマ

*大正10年7月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『大日本商工録：公認. 大正 11 年版』大日本商工会、1922 年

 573-588 コマ

* 所得税が市は 50 円以上町村は 40 円以上の納税者が対象。科目別 氏名のイロハ順。屋号（商号）、住所、資本金、払込金、積立金、営業税、所得税、電話、電略、振替、取引銀行、を記す。

・『帝国興信要録 第 6 版』帝国興信録発行所、1922 年

 454-464 コマ

* 福井市と各郡の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかには商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税（符号で記載）、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

・『帝国銀行会社要録 大正 11 年（第 11 版）』帝国興信所、1922 年

 955-966 コマ

* 大正 11 年 7 月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『福井市商工人名録』福井商業会議所、1922 年



* 大正 10 年度、福井市の国税営業税納税者が対象。営業種目イロハ順、そのなかには税額の多い順。営業名、営業税・所得税、営業所（住所）、氏名、電話番号を記す。

・『南条丹生今立三郡商工人名録』北陸タイムス社、1922 年



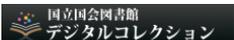
* 営業税 10 円以上の納税者すべて。営業種目のイロハ順、そのなかには税額の多い順。営業税・所得税、住所、屋号・商号、電話番号、氏名を記す。

・『帝国銀行会社要録 大正 13 年度（第 12 版）』帝国興信所、1924 年

 932-943 コマ

* 大正 13 年 7 月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『帝国興信要録 第 9 版』帝国興信録発行所、1925 年

 425-435 コマ

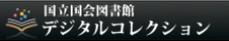
* 福井市と各郡の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかには商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税（符号で記載）、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

・『日本全国商工人名録 大正 14 年度版』商工社仮事務所、1925 年

 396-404 コマ

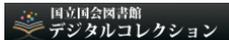
* 大正 12～13 年度、福井県全域の営業税 50 円以上納税者が対象。福井市・各郡ごと、営業種別に営業細目、営業税・所得税、商標、商号・代表者名、住所、電話番号、取引銀行名などを記す。

・『大日本商工録：公認. 大正 14 年版』大日本商工会、1925 年

 608-623 コマ

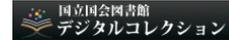
*科目別 氏名のイロハ順。屋号（商号）、住所、資本金、払込金、積立金、営業税、所得税、電話、電略、振替、取引銀行、を記す。

・『帝国銀行会社要録 大正 14 年版』帝国興信所、1925 年

 961-972 コマ

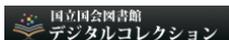
*大正 14 年 7 月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『帝国興信要録 第 10 版』帝国興信録発行所、1926 年

 438-448 コマ

*福井市と各郡の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかには商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税（符号で記載）、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

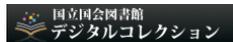
・『帝国銀行会社要録 大正 15 年版』帝国興信所、1926 年

 930-940 コマ

*大正 15 年 6 月末日現在、福井県内の銀行・会社が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

昭和前期 (1926-1945)

・『帝国興信要録 改訂増補版 (第 11 版)』 帝国興信録発行所、1927 年

 429-439 コマ

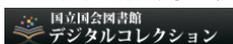
*福井市と各郡の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかには商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税 (符号で記載)、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

・『帝国銀行会社要録 昭和 2 年版』 帝国興信所、1927 年

 752-760 コマ

*昭和 2 年 6 月末日現在、福井県内の銀行・会社 (株式会社: 資本金 5 万円以上、合名・合資会社: 3 万円以上) が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『帝国興信要録 改訂増補版 (第 12 版)』 帝国興信録発行所、1928 年

 447-457 コマ

*福井市と各郡の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかには商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税 (符号で記載)、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

・『帝国銀行会社要録 昭和 3 年版』 帝国興信所、1928 年

 677-683 コマ

*昭和 3 年 6 月末日現在、福井県内の銀行・会社 (資本金 5 万円以上) が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『大日本商工録 : 公認. 昭和 3 年版』 大日本商工会、1928 年

 709-724 コマ

*営業種別 氏名のイロハ順。屋号 (商号)、住所、資本金、払込金、積立金、営業税、所得税、電話、電略、振替、取引銀行、を記す。

・『帝国興信要録 改訂増補版 (第 13 版)』 帝国興信録発行所、1929 年

 422-432 コマ

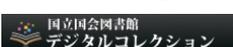
*福井市と各郡の営業税 10 円以上・所得税 5 円以上の納税者が対象。営業科目イロハ順、そのなかには商工家名イロハ順。営業細目、営業税・所得税 (符号で記載)、住所、商標、商号・代表者名、住所、電話番号などを記す。

・『帝国銀行会社要録 第 17 版』 帝国興信所、1929 年

 701-707 コマ

*昭和 4 年 6 月末日現在、福井県内の銀行・会社 (資本金 5 万円以上) が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『福井市案内』 福井市、1929 年

 74-165 コマ

*「福井市商工人名録（主なる商店）」を掲載。業種名イロハ順。営業名、住所、氏名、電話番号を記載。「福井市案内」を併録。

・『**帝国銀行会社要録 第18版**』**帝国興信所、1930年**



696-701 コマ

*昭和5年7月末日現在、福井県内の銀行・会社（資本金5万円以上）が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

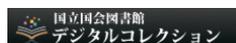
・『**大日本商工録 昭和5年版**』**大日本商工会、1930年**



1602-1620 コマ

*営業種別 氏名のイロハ順。屋号（商号）、住所、資本金、払込金、積立金、営業税、所得税、電話、電略、振替、取引銀行、を記す。

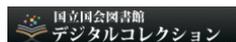
・『**商工信用録 第60版**』**東京興信所、1930年**



788-795 コマ

*姓名イロハ順。職業、店舗又は住所所在地、開業年月、正味身代、信用程度の順位、所得税額、取調年月を記す。

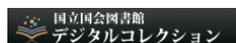
・『**商工信用録 第61版**』**東京興信所、1930年**



787-794 コマ

*姓名イロハ順。職業、店舗又は住所所在地、開業年月、正味身代、信用程度の順位、所得税額、取調年月を記す。

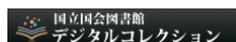
・『**商工信用録 第62版**』**東京興信所、1931年**



773-780 コマ

*姓名イロハ順。職業、店舗又は住所所在地、開業年月、正味身代、信用程度の順位、所得税額、取調年月を記す。

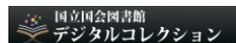
・『**商工信用録 第63版**』**東京興信所、1931年**



768-775 コマ

*姓名イロハ順。職業、店舗又は住所所在地、開業年月、正味身代、信用程度の順位、所得税額、取調年月を記す。

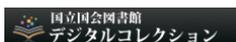
・『**日本全国商工人名録 日英文号 昭和6年版**』**商工社、1931年**



81-83 コマ

*福井県全域が対象。福井市・各郡ごと、営業種別に、商号・代表者名、住所を記す。

・『**帝国銀行会社要録 第19版**』**帝国興信所、1931年**



695-701 コマ

*昭和6年6月末日現在、福井県内の銀行・会社（資本金5万円以上）が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

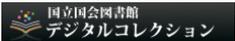
・『**大日本商工録 昭和6年版**』**大日本商工会、1931年**



1586-1609 コマ

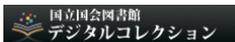
*営業種別 氏名のイロハ順。屋号（商号）、住所、資本金、払込金、積立金、営業税、所得税、電話、電略、振替、取引銀行、を記す。

・『大日本商工録 昭和7年版』大日本商工会、1932年

 702-725 コマ

*営業種別 氏名のイロハ順。屋号(商号)、住所、資本金、払込金、積立金、営業税、所得税、電話、電略、振替、取引銀行、を記す。

・『商工信用録 第64版』東京興信所、1932年

 791-799 コマ

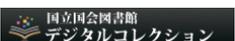
*姓名イロハ順。職業、店舗又は住所所在地、開業年月、正味身代、信用程度の順位、所得税額、取調年月を記す。

・『商工信用録 第65版』東京興信所、1932年

 787-795 コマ

*姓名イロハ順。職業、店舗又は住所所在地、開業年月、正味身代、信用程度の順位、所得税額、取調年月を記す。

・『帝国銀行会社要録 第20版』帝国興信所、1932年

 673-679 コマ

*昭和7年6月末日現在、福井県内の銀行・会社(資本金5万円以上)が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『商工資産信用録 第33回』商業興信所、1932年

 124-144 コマ

*福井県内の商工業者が対象(個人名)。姓名のイロハ順。店舗・住所、職業、調査年月、正味身代、信用程度を記号で記す。

・『帝国銀行会社要録 第21版』帝国興信所、1933年

 693-699 コマ

*昭和8年6月末日現在、福井県内の銀行・会社(資本金5万円以上)が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『商工資産信用録 第34回』商業興信所、1933年

 131-151 コマ

*福井県内の商工業者が対象(個人名)。姓名のイロハ順。店舗・住所、職業、調査年月、正味身代、信用程度を記号で記す。

・『帝国銀行会社要録 第22版』帝国興信所、1934年

 724-730 コマ

*昭和9年6月末日現在、福井県内の銀行・会社(資本金5万円以上)が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

『帝国商工録 分冊 昭和9年度版』帝国商工会、1934年

 23-41 コマ

*福井県内の商工業者が対象。取扱商品・業種別に配列。商号・屋号、代表者名、住所、業態、分野・取扱商品、創立年、略称、電話番号、取引銀行などを記す。

・『帝国銀行会社要録 第23版』帝国興信所、1935年



792-798 コマ

*昭和10年6月末日現在、福井県内の銀行・会社（資本金5万円以上）が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『帝国商工録 地方版 昭和10年度版』帝国商工会、1935年



34-60 コマ

*福井県内の商工業者が対象。取扱商品・業種別に配列。商号・屋号、代表者名、住所、業態、分野・取扱商品、創立年、略称、電話番号、取引銀行などを記す。国立国会図書館デジタルコレクションでは「昭和18年度版」とあるも、正しくは昭和10年度版。

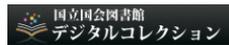
・『商工資産信用録 第36回 [愛知県・三重県・岐阜県・福井県・石川県・富山県]』商業興信所、1935年



134-154 コマ

*福井県内の商工業者が対象（個人名）。姓名のイロハ順。店舗・住所、職業、調査年月、正味身代、信用程度を記号で記す。

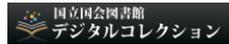
・『敦賀商工人名録』敦賀商工会議所、1935年



28-90 コマ

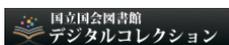
*昭和9年5月末日現在、敦賀町内で営業収益税15円以上納税者が対象。業種分類別の配列、そのなかは税額・資本金の多い順。営業品目、営業収益税・資本金、営業所（住所）、屋号・商号、電話、氏名（名称）を記載。「敦賀港及敦賀町之図」「敦賀の案内」を併録。

・『福井商工人名録』福井商工会議所、1935年



*昭和9年7月1日現在、福井市内で営業収益税15円以上納税者が対象。商業（品）別の配列、そのなかの配列規則は不明。営業名、納税額、住所、屋号、姓名、電話を記す。

・『帝国銀行会社要録 第24版』帝国興信所、1936年



827-834 コマ

*昭和11年6月末日現在、福井県内の銀行・会社（資本金5万円以上）が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

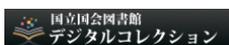
・『商工資産信用録 第37回 愛知県・三重県・岐阜県・福井県・石川県・富山県』商業興信所、1936年



138-158 コマ

*福井県内の商工業者が対象（個人名）。姓名のイロハ順。店舗・住所、職業、調査年月、正味身代、信用程度を記号で記す。

・『帝国銀行会社要録 第25版』帝国興信所、1937年



874-881 コマ

*昭和12年6月末日現在、福井県内の銀行・会社（資本金5万円以上）が対象。イロハ順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。

・『日本全国銀行会社録 第45回』商業興信所、1937年

 510-515 コマ

*毎年改訂。設立年月、目的、資本金、役員名など

・『商工資産信用録 第38回 尾濃・北陸版』商業興信所、1937年

 142-163 コマ

*福井県内の商工業者が対象（個人名）。姓名の50音順。店舗・住所、職業、調査年月、正味身代、信用程度を記号で記す。

・『帝国銀行会社要録 第26版』帝国興信所、1938年

 892-899 コマ

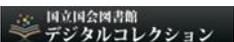
*昭和13年6月末日現在、福井県内の銀行・会社（資本金5万円以上）が対象。50音順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。全国目次あり。

・『日本全国銀行会社録 第46回』商業興信所、1938年

 591-596 コマ

*毎年改訂。設立年月、目的、資本金、役員名など

・『商工資産信用録 第39回 東海北陸版』商業興信所、1938年

 175-200 コマ

*福井県内の商工業者が対象（個人名）。姓名の50音順。店舗・住所、職業、調査年月、正味身代、年扱高・年収、信用程度を記号で記す。

・『福井商工人名録』福井商工会議所、1938年



*昭和12年7月末日現在、福井市の営業収益税納税者が対象。営業種別ごとに、業種、住所、商号、氏名、電話を記載。

・『敦賀商工人名録』敦賀商工会議所、1938年



*昭和12年6月末日現在、営業収益税15円以上納税者が主（例外あり）。業種分類別と品名別イロハ順の索引。業種別に、営業種目、輸移出入・製造・卸・小売の別、営業収益税・資本金、営業所（住所）、商号・屋号、電話番号、氏名・名称を載せる。「敦賀市概況」を併録。

・『帝国銀行会社要録 第27版』帝国興信所、1939年

 1028-1035 コマ

*昭和14年6月末日現在、福井県内の銀行・会社（資本金5万円以上）が対象。50音順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。全国目次あり。

・『日本全国銀行会社録 第 47 回』商業興信所、1939 年



628-633 コマ

* 毎年改訂。設立年月、目的、資本金、役員名など

・『商工資産信用録 第 40 回 東海北陸版』商業興信所、1939 年



176-202 コマ

* 福井県内の商工業者が対象（個人名）。姓名の 50 音順。店舗・住所、職業、調査年月、正味身代、年扱高・年収、信用程度を記号で記す。

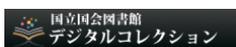
・『小浜商工案内』小浜商工会、1939 年



35-58 コマ

* 「商工人名録（小浜町ニ於ケル主ナル営業者人名録）」を掲載。営業品目別に氏名、住所、電話番号、振替口座番号を記す。「小浜地方案内」「地方産業諸統計」を併録。

・『帝国銀行会社要録 第 28 版』帝国興信所、1940 年



897-903 コマ

* 昭和 15 年 6 月末日現在、福井県内の銀行・会社（資本金 10 万円以上）が対象。50 音順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。全国目次あり。

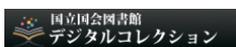
・『日本全国銀行会社録 第 48 回』商業興信所、1940 年



622-626 コマ

* 毎年改訂。設立年月、目的、資本金、役員名など

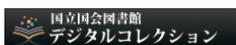
・『帝国銀行会社要録 第 29 版』帝国興信所、1941 年



920-926 コマ

* 昭和 16 年 5 月末日現在、福井県内の銀行・会社（資本金 10 万円以上）が対象。50 音順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、資本金、株数、役員名などを記す。全国目次あり。

・『帝国銀行会社要録 第 30 版』帝国興信所、1942 年



516-520 コマ

* 昭和 17 年 5 月現在、福井県内の銀行・会社（資本金 18 万円以上）が対象。50 音順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、出資者数、資本金、役員名などを記す。全国目次あり。

・『帝国商工録 地方版 昭和 17 年度版』帝国商工会、1942 年



179-191 コマ

* 福井県内の商工業者が対象。取扱商品・業種別に配列。商号・屋号、代表者名、住所、業態、分野・取扱商品、創立年、略称、電話番号、取引銀行などを記す

・『日本全國銀行會社録 第 50 回 下巻』商業興信所、1942 年



289-291 コマ

* 毎年改訂。設立年月、目的、資本金、役員名など

・『帝国銀行会社要録 第 31 版』帝国興信所、1943 年



506-511 コマ

* 昭和 18 年 5 月現在、福井県内の銀行・会社（資本金 18 万円以上）が対象。50 音順。商号・屋号、住所、目的、設立年月、出資者数、資本金、役員名などを記す。全国目次あり。

・『商工資産信用録 第 43 回』商業興信所、1943 年



599-625 コマ

* 福井県内の商工業者が対象（個人名）。姓名の 50 音順。店舗・住所、職業、調査年月、正味身代、年扱高・年収、信用程度を記号で記す。